

令和8年度 伊予市立港南中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 策定

【学校のいじめに対する基本認識】

- ・校長による学校経営ビジョン「一人も置き去りにしない教育の推進」を図るため、生徒一人一人を大切にした教育活動、生徒が安心して生活できる環境づくりを行う。
- ・いじめを生まない、見逃さない、許さない風土をつくる。
- ・いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応に向け、学校、家庭、地域住民、関係機関との連携を強化する。

【いじめ防止対策委員会】

【児童生徒を見守る】

【校内】

管理職、主幹教諭、生徒指導主事
学年主任、学年生徒指導、該当学
級の担任、養護教諭、SC、SSW、
教育相談員

協議会メンバー等】

P T A、学校運営
協議会委員、主任
児童委員、公民館
等

【外部専門家】

支援センター
弁護士
伊予警察署

【関係機関】

伊予市教育委員会
こども家庭センター
医療機関
法務局等

【いじめ防止のための具体的方策】

- ① 校長のリーダーシップのもと、いじめ撲滅の指導体制を確立する。
- ② 全教育活動を通じて、生徒の自己肯定感を高める。
- ③ 校内研修等により、魅力ある学級づくりについての教職員の資質・能力を向上させる。
- ④ 道徳教育と特別活動を中心とした体験活動の充実を図る。
- ⑤ 心理的安全性が保たれた学級経営の充実を図る。
- ⑥ 人権委員会の活動を起点として、身近に潜む差別や偏見に気づき、解消しようとする心情の高揚を図る。
- ⑦ 家庭や地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

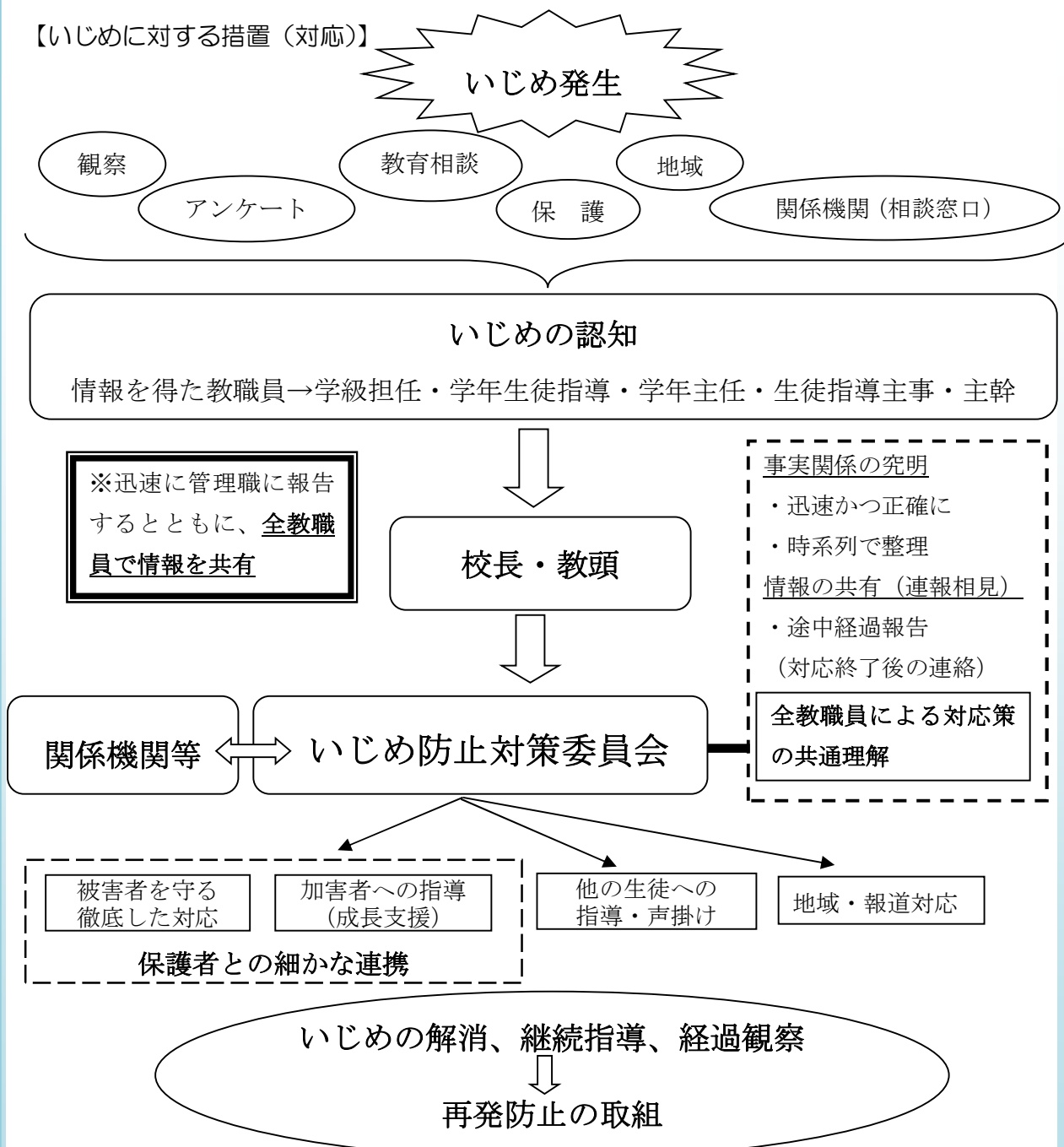
【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	い じ め 防 止 対 策 委 員 会	いじめ防止対策委員会（含保護者地域等）…学校いじめ防止基本方針の策定 生徒指導に関する校内研修	ジ ブ ン ミ カ タ プ ロ グ ラ ム 10 回 学 校 生 活 に 関 す る 調 査 生 徒 会 活 動 特 別 活 動 教 育 相 談 人 権 ・ 道 徳 教 育 の 充 実
二 学 期		いじめ防止対策委員会（含保護者地域等） 人権・同和参観日、港南人権フェスタ 生徒指導に関する校内研修	
三 学 期		いじめ防止対策委員会（含保護者地域等）…学校いじめ防止基本方針の検証	

【早期発見】

- ⑥ 生徒のサインや変化の早期発見、情報の共有
- ⑦ 毎月、学校生活に関する調査（いじめに関するアンケート）を実施
- ⑧ 教育相談日の設置と教育相談体制の確立
- ⑨ スクールカウンセラー等の専門家の活用
- ⑩ 学校以外の相談窓口について学校ホームページ等で周知

【いじめに対する措置（対応）】



【重大事態に対する措置（対応）】

学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。